特別母樹林保存損失補償金（継続）

【平成31年度予算概算決定額　9,690（9,690）千円】

＜対策のポイント＞
特別母樹林の所有者に対する**損失補償**を実施します。

＜政策目標＞
現在、指定されている特別母樹林の私有林のうち171haについて、損失補償金を交付

＜事業の内容＞

1．特別母樹林保存損失補償金

○　特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を**育種素材として提供するための種穂の供給源**として、林業種苗法第４条の規定に基づき、**農林水産大臣が指定**したものです。

○　林業種苗法第８条（特別母樹等についての損失補償）に基づき、特別母樹（林）として指定することにより、当該森林所有者が**本来得られるであろう所得の損失を補償するもの**であり、指定時における立木価格（伐採・搬出にかかる経費を控除）の３％を支払います。

＜事業の流れ＞

国 →（補償／定額）→ 特別母樹（林）の所有者等

＜事業イメージ＞

○指定された特別母樹（林）の所有者等は、その目的のため、林業種苗法第７条の規定により、**これらの樹木を伐採してはならない**とされています。

○そのため、昭和45年より、林業種苗法第８条の規定に基づき、**国は特別母樹（林）の所有者等に対し、通常受けるべき損失を補償しなければならない**とされています（義務的経費）。

○年度の途中において、補償を行うことを要しない原因を生じたときは、当該原因を生じた当月までの月数により、それぞれ**月割計算**により補償額を算出します。

徳島県海陽町の特別母樹（林）

損失補償の対象となる特別母樹（林）は、全国で31箇所、171ha

［お問い合わせ先］林野庁整備課（03－3591－5893）